

あぐりめ〜る新川

第 64 号(平成 26 年 8 月発行)

富山県新川農林振興センター

〒938-0801 黒部市荻生 3200

TEL: (0765)

担い手支援課 52-0268, 52-5192

農業普及課 52-0094, 52-0945

FAX: (0765) 52-3115

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1630/

新川農業の未来を担う人 ～第 10 回～

藤田 十五 さん (入善町新屋)

～若手のリーダーとして、美味しい米づくりに取り組む～

藤田十五さんは、入善町新屋地区島集落で、父とともに水稻 (14ha) を中心とした経営を行っています。

もともとは、射水市の出身で農業は全くの未経験でしたが、結婚を機に妻の実家である入善町に来ることとなり、実家の農作業の手伝いを経験した後、平成 19 年に就農しました。

本人は、就農のきっかけとなった出来事の 1 つに「妻の実家で初めて出された米の美味しさに感動したこと」と話しており、現在でも、水稻の育苗床土を自ら生産するなど、美味しい米をつくるための「こだわり」とコスト削減を両立した農業経営を実現しています。

また、例年 7 月から 8 月にかけて、入善町全域を対象とした無人ヘリの防除組織である「ハイク入善」のオペレーターとして、活躍しています。

さらに、若い農業者が多い入善町の中でもリーダー的存在であり、平成 21、22 年には「富山県青年農業者協議会」の副会長、平成 24 年には入善町と朝日町の青年農業者組織である「APG 黒東」の会長を務め、国や県の農業施策に対する提言や若手農業者の交流促進に努めてきました。

～これからの目標・・・米の消費拡大に向けて～

昨年、APG 黒東では、米の新たな食べ方の可能性を確かめるために、会員が生産している米と農産物を活用してライスバーガーを試作し、農協の農業祭で販売しました。

結果は、会員の予想を上回る売上げがあり、生産者自らの工夫次第で米の消費拡大につながる手ごたえを感じました。

現在、本人の米の販売方法は農協への出荷が中心ですが、今後、消費者への直接販売や米の加工品を開発して、自ら生産した美味しい米を多くの人に食べてほしいと考えています。



「ハイク入善」のオペレーターとして活躍



「美味しい米を多くの人に食べてほしい」と語る藤田さん

P. 2…【水稻の適期刈取りと胴割れ防止】～高温登熟での留意点～

P. 3…【土づくり】～土づくりで高温に勝つ！！～

P. 4, 5…【Let 's 園芸！】～とやまのカン(寒)・カン(甘)野菜～主要品目の栽培ポイント

P. 6…6 次産業化へのチャレンジ～その 2～加工や販売方法の位置づけ！

P. 7…農地中間管理事業について～農地中間管理機構を利用して農地の集積・集約化の実現を！～

P. 8…耳より情報 富山県エコファーマーマークが使いやすくなりました♪、

環境直払が堆肥施用の取組も対象に！～「環境保全型農業直接支援対策の支援対象が拡大」～、

【お知らせ】収穫の秋、安全作業を第一に！

【水稻の適期刈取りと胴割れ防止】 ～高温登熟での留意点～

早刈りでは青米が多くなり、刈り遅れでは胴割米が多くなるので、刈取り時期は両者がともに少ない時期とする必要があります。高温年では通常年より登熟が早まるので注意が必要です。

1. 高温登熟の場合は、籾黄化率80%から刈取り開始

胴割粒は食味が著しく低下するので、実需者から嫌われています。作付面積が大きく、収穫期間が長くなる場合は、**刈取り開始時期を早め**、後半に発生する胴割れ被害を少しでも防ぐ工夫が必要です。

登熟期間が高温であった平成24年は籾黄化率が85%でも胴割率が通常年の3倍程度と、非常に高くなっていました(図1)。

刈取適期の期間が短くなり、刈取り開始時期が遅れた農業者では、刈取後半に胴割れによる格下げが多くなった事例がありました。

高温年の刈取り開始時期は、籾黄化率80%からとしましょう。

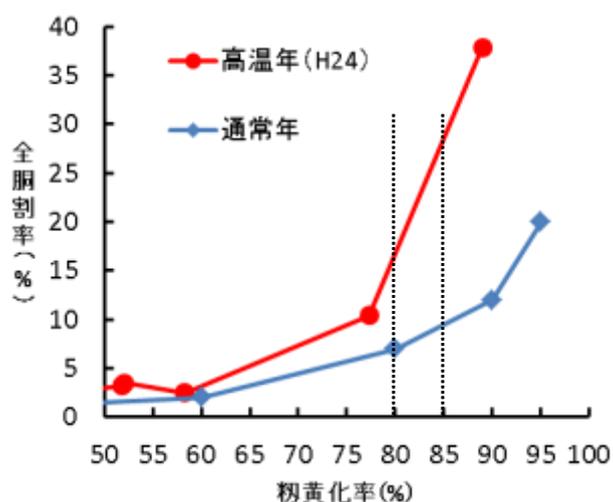


図1 籾黄化率と全胴割率との関係
(農業研究所)

2. 胴割れ防止対策

刈取り時期を早める以外に、「①水管理で胴割れさせない」、「②乾燥で胴割れさせない」の2つの対策に取り組みましょう。

(1) 刈り取りの5～7日前まで間断かん水

落水時期が早いと胴割率が高まるので(図2)、早期落水は避けてください。

また、フェーン現象が予想される場合は事前に入水しましょう。

(2) 乾燥機の設定は適正に

急激な乾燥による胴割れの発生を防ぐため毎時乾減率は0.8%/時以下としましょう。

張り込み時の籾水分が20%以下と著しく低い場合は、送風温度を基準より5℃程度低くし、毎時乾減率は0.6%/時としましょう。

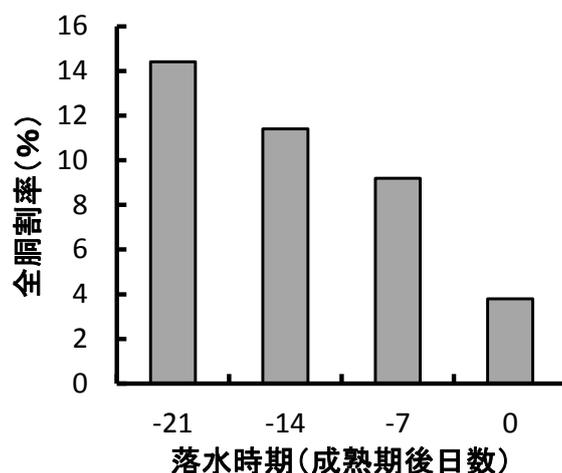
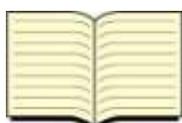


図2 落水時期と全胴割率の関係
(農業研究所)



収穫時の天候や籾の状況に応じた設定について、乾燥機の取扱説明書で、胴割れ米防止に関する設定などについて、事前に確認しておきましょう。

【土づくり】 ～土づくりで高温に勝つ！！～

～秋の土づくり運動：実施期間 9月15日～11月15日～

この写真は、土づくりをしっかりと行い、1等米だったほ場と、土づくりが不十分で、2等米に格下げされたほ場の根張りを刈り取り後に比べたものです。土づくりをしっかりと行い、珪酸などの養分が十分にあるほ場では、根張りが良くなります。

稲だけでなく大麦や大豆など、すべての農作物において、しっかりと土づくりが土台であり、基本です。



土づくりが不十分なほ場 (2等米) 土づくりをしっかりと行っているほ場 (1等米)

1. 土づくり資材の散布～高温に打ち勝つ稲を育てるために～

土づくり資材の代表であるケイ酸は、稲の倒伏や病気に対する抵抗力を高め、登熟や品質を向上させる働きがあります。ほ場に資材を施用しなければ、土の中のケイ酸分は、どんどん減少し、土壌pHも低下します。

2. 有機物の施用～土の力を向上させるために～

管内のほとんどの土壌で腐植の低下がみられ、米や大豆の品質に大きく影響しています。このため、堆肥などの有機物を積極的に施用し、腐植を高めることが重要です。

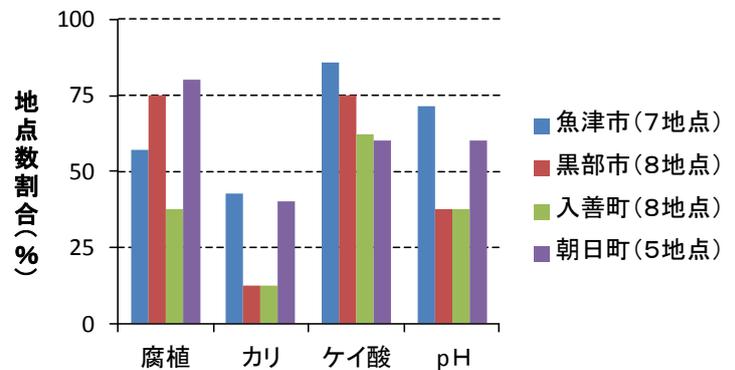
堆肥を確保しにくい地域では、発酵鶏糞の散布や、地力増進作物を組み入れた土づくりを実践しましょう。また、腐植の源となる稲わらや籾殻は燃やさず、必ずすき込みましょう。

3. 秋起こしの実施～根を伸ばし土をしっかりと使うために～

秋と春の2回の耕起を行うことにより、作土深が深くなり、稲の根張りがよくなります。また、プラウ等の活用も効果的です。

稲わらの腐熟を促進させるため、秋起こしと同時に排水溝を掘り、ほ場に水が溜まらないよう水吐尻を下げておきましょう。

管内水田の土壌改良目標達成状況



ヘアリーベッチ



クロタラリア



・秋耕の実施で
作土を確保



【Let's 園芸!】 ~とやまのカン(寒)・カン(甘)野菜~ 主要品目の栽培ポイント

前回までは、「とやま」ならではの冬限定の高付加価値野菜「とやまのカン(寒)・カン(甘)野菜」の特徴と主要品目を紹介してきました。今回は、主要品目の栽培ポイントについて紹介します。

1. カンカン野菜の栽培条件・出荷方法

- ・低温下で糖度が上昇する植物の特性を生かした雪中栽培
- ・生育後半に寒気をあて糖度を上昇させる寒締め栽培
- ・収穫後に2～3ヶ月貯蔵することで糖度が上昇



カンカン
野菜シール
添付で
PRします

2. 主要品目の栽培管理ポイント(●播種、☑収穫)

①寒締めハウレンソウ、寒締めコマツナ(ハウス栽培)

品目	品種名	10月			11月			12月		1月			2月			
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
寒締め ハウレンソウ	ビジョン、 キャピタル	●	●													
寒締め コマツナ	冬里				●	●										

《寒締めハウレンソウ》

施肥：苦土石灰 10kg/a、やさい硝加磷安 333 号 20kg/a

播種：播種機を利用、条間 10cm×株間 10cm で 1 粒点播、覆土は 1cm 程度

かん水：播種後は畝面にうっすらと水が溜まる位まで、十分にかん水

本葉 4 枚まではかん水を控え、それ以降は土壌の湿り具合を見て短時間のかん水

11 月中旬以降はかん水不要、萎れるようなら少なめのかん水

寒締め処理

：ハウス開放状態で地温が 8℃以下となる 12 月 20 日以降（平年）

葉長 25cm 確保後、ハウスサイドを 50cm 程度開けて開始、処理期間は 20 日程度

屋根に積もった雪が滑り落ちにくくなるため、ハウス内に支柱を設置する

収穫：葉柄の糖度が 8 度以上になり、最大葉長が 35cm となれば、収穫を開始

《寒締めコマツナ》

施肥：苦土石灰 10kg/a、やさい硝加磷安 333 号 10kg/a

播種：播種機を利用、条間 15cm×株間 4～5cm で条播、覆土は 1cm 程度

かん水：播種後は畝面にうっすらと水が溜まる位まで、十分にかん水する

生育期間中は原則、無かん水、極端に乾燥した場合は晴天日の早朝に短時間のかん水

寒締め処理

：低温障害回避のため、葉長が 15cm 頃から、徐々に日中の換気時間を増やす

葉長が 20cm 程度の頃から、終日ハウスサイド 50cm 程度開けて寒締めを開始

処理期間は 20 日間を目安とする

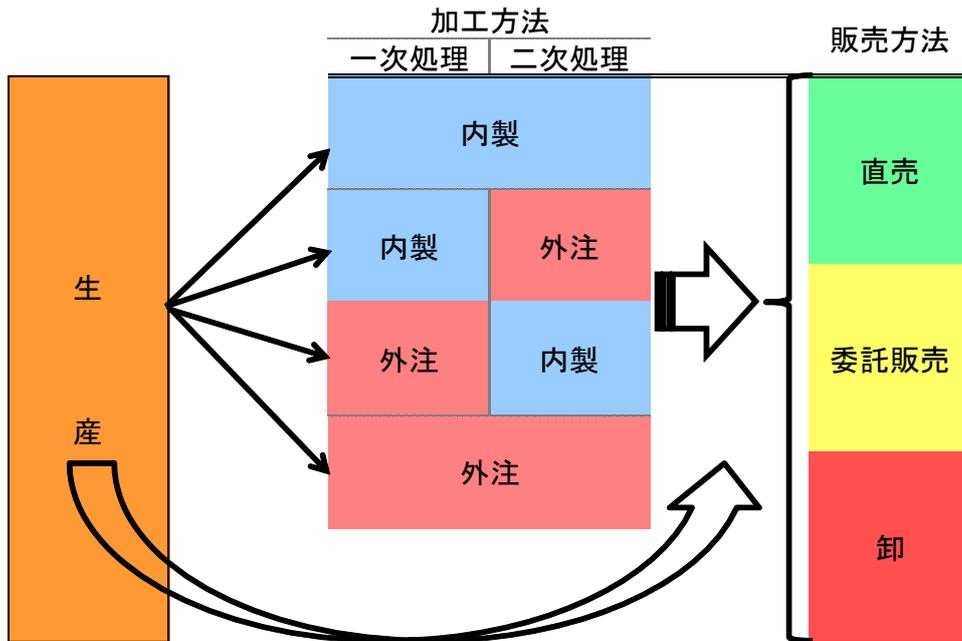
収穫：糖度が 6 度以上になり、最大葉長が 26cm で収穫を開始

6次産業化へのチャレンジ
 ~その2~ 加工や販売方法の位置づけ！

○ 加工や販売方法の位置づけ

農林漁業者が第二次産業、第三次産業へ踏みこむことは、加工や販売を自らが抱え込みながら行っていくことを思い浮かべやすいのですが、現実を考えると、相応の技術や施設がないなど自身で行うことが難しい方もおられます。

そういう場合は、商工業者と連携していくことも一つの方法です。



上図は6次産業化を行うに際しての実際の方法を示しています。

加工方法の中の「内製」とは自身で行うもの、「外注」とは委託加工を指します。

また、販売方法の「直売」とは自らが最終消費者に直接的に販売すること、「委託販売」とは販売を経営外部に委託すること、「卸」とは小売業者に販売(小売業者は仕入取引となる)することです。

6次産業化の実施は、これらの方法を組み合わせて行っていくことになり、それを類型化すると下表のように区分されます(類型の名称は、高岡農林振興センター資料より)。

このように、6次産業化とは、「全てを自身で完結しなくてはいけない」ものではありません。

なお、大切なのは、加工の外注や商品を卸したとしても、農林漁業者の意志が現れる取組みとすることです。

区分		加工	
		内製	外注
販売	直売 委託販売 がメイン	内部主体型	OEM型
	卸が メイン	加工事業型	農商工連携型

※OEMとは、発注者(販売者)のブランドで商品を製造することを言います。

～次回は、6次産業化への支援と手順について紹介します。～

農地中間管理事業について～農地中間管理機構を利用して農地の集積・集約化の実現を！～

現在、管内市町では農地中間管理事業に関する説明会が始まっており、今月末に農地中間管理機構を利用して農地の借受けを希望する農家（担い手）の募集を行っています。本号では、担い手農家の皆さんが農地中間管理事業を利用して農地を借受ける場合の手続きと支援措置についてお知らせします。

1 農地中間管理事業を利用した場合の農地の権利移動の手続き

農地中間管理事業では、これまでにない仕組みとして、最初に農地の借受け希望を市町経由で農地中間管理機構へ応募する必要があります。

その後、各地域で農地の出し手と貸借の条件（借受期間、賃料等）の調整が行われ、その内容が記載された「農用地利用配分計画」を機構が決定し、県知事が認可・公告することで農地の権利が移動します。

農地中間管理事業の手続き（予定）

時期	手続きの内容
6/30 ～8/29	農地の借受希望者の募集 ※1 →借受希望者は市町を経由して応募
～10月	農地の出し手の受付 ※2
11月 ～12月	出し手と借受希望者との貸借条件の調整、市町による農用地利用配分計画案の作成
12月	農用地利用配分計画の決定、県知事の認可・公告 →機構から受け手へ農地の権利が移動

※1 必要に応じて借受希望者の追加募集が実施されます
※2 時期や手続きの詳細は各市町によって異なります

ポイント

- ◇機構からの農地の借受けを希望する場合は、事前の応募が必要
- ◇機構からの農地の借受期間は長期（5年以上）が基本（支援措置の対象は10年以上）
- ◇農用地利用配分計画の決定を除く農地中間管理事業の業務の大半は市町やJA等が受託して実施

2 農地の権利移動に伴う支援措置（地域集積協力金）について

農地中間管理事業を利用して農地の権利移動を行った場合、農地の出し手に対する支援措置（「経営転換協力金」等）のほか、地域の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に対して「地域集積協力金」が交付されます。

一方、昨年度まで農地の受け手への直接的な支援措置として交付されていた「規模拡大交付金」が廃止されましたが、今回創設された「地域集積協力金」を地域の判断により受け手の営農に資する活用も可能です。（ただし、以下のポイントに留意する必要があります）

地域集積協力金の概要

1 交付対象者：市町内の「地域」※

※ここでの「地域」とは人・農地プランの実行のための実質上の話し合いの単位となっている一定区域のこと

2 交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸付けられていること

3 交付単価（27年までの特別単価）

地域内の全農地面積に対する機構への貸付割合に応じて、以下の単価に基づき地域に交付（用途については地域で判断）

貸付割合 2割超 5割以下：2.0万円/10a 貸付割合 5割超 8割以下：2.8万円/10a

貸付割合 8割超：3.6万円/10a

ポイント

- ◇地域集積協力金を地域に交付する場合は、その用途について事前に地域内で合意を得る必要
- ◇担い手（受け手）の農地の集積にも集約化にも繋がらない場合は対象外
→例えば、既貸付農地を合意解約し、再度、機構を経由して同じ担い手に貸付ける場合など
- ◇担い手への農地の集積・集約化に資する程度が低い場合は、国の予算状況によって交付されない場合があります（県による順位付けの結果で交付が決定します）

～農地中間管理事業に関する具体的な質問については、各市町の相談窓口（市町、JA、町公社）に問合せ願います～

その1 富山県エコファーマーマークが使いやすくなりました♪

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた、いわゆる「エコファーマー」の皆さんは、他の農作物との差別化を図るために、「富山県エコファーマーマーク」を使うことができます。この度、マーク使用に関する規程が改正され、手続きやデザインに関する条件等が緩和され、使いやすくなりました。

【主な改正概要】

①使用の許可制から届け出制へ

これまで、マークの使用は県に使用許可申請をし、許可を得る必要がありました。

→県に届け出することで使用が可能になりました（但し、不正使用実態に指導あり）。

②エコファーマー等の説明文の記載条件緩和

これまでエコファーマー等の説明文の記載は必須事項でした。

→デザイン等でやむを得ない場合は省略することができます。



③使用状況の報告期間の緩和

マークの使用者は、対象品目毎の出荷期間が終わると毎年使用状況の報告が必要でした。

→エコファーマーの更新(原則5年毎)時にまとめて1回報告すれば良くなりました。

既にエコファーマーの方はもちろん、環境に配慮した栽培に興味のある方は、是非、「エコファーマー」を自身の経営アピールに活用してみましょう。（経営支援班 52-0268）

その2 環境直払が堆肥施用の取組も対象に！～「環境保全型農業直接支援対策の支援対象が拡大」～

平成26年度から「環境保全型農業直接支援対策」にて、堆肥の施用と化学肥料及び化学農薬の使用を地域慣行から5割以上低減すること(以下、5割低減の取組)を併せて行う取組みも支援される内容に追加されてきました。但し、堆肥の施用量や施肥時期等詳細は、定めがありますので、文末へお問い合わせ下さい。

これにより、以下の内容に対し 8000円/10aが市町から助成されます。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ①カバークロープ(緑肥)+5割低減の取組 | ③冬期湛水管理 |
| ②有機農業 | ④堆肥+5割低減の取組 |

なお、この助成額は市町の予算措置が必要になってきますので、次年産で計画したい場合などは居住する市町か右記へ早めにお問い合わせ下さい。（経営支援班 52-0268）

【お知らせ】収穫の秋、安全作業を第一に！「8/20～10/20」は、秋の農作業安全確認運動

多くの農作物の収穫時期を迎えます。特に秋は、コンバイン、トラクタなど大型機械を使用しますので、作業に当っては十分に注意して下さい。

なお、コンバインの操作に当っては、近年の事故の実態から、以下の点に注意しましょう。

①後進時は、より慎重な運転を！

最も多い事故は、転落、転倒事故です。特に後進時は安全確認を行いましょう。

②格納庫からの出入り時に注意！

次は、建物の梁などに挟まれる事故です。周囲に動くことを伝えましょう。

③点検整備時はエンジンを止めて！

3番目は、コンバインに巻きこまれる事故です。手こぎ作業は適切な服装で、また、点検時は必ずエンジンを止めましょう。（経営支援班 52-0268）